

平成31年度千葉ポートタワーの管理に関する年次協定書に係る変更協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社塚原緑地研究所（以下「乙」という。）との間で平成31年4月1日付けをもって締結した「平成31年度千葉ポートタワーの管理に関する年次協定書」について、次のとおり変更協定を締結する。

1 変更事項

(1) 指定管理料

原 協 定	金68,880,000円
変 更 後	金70,323,817円
増 額	金1,443,817円

(2) 1回当たりの委託料の支払額

原 協 定

平成31年4月分～9月分（6回）	金5,687,340円
平成31年10月分～平成32年3月分（6回）	金5,792,660円

変 更 後

平成31年4月分～9月分（6回）	金5,687,340円
令和元年10月分～令和2年2月分（5回）	金5,792,660円
令和2年3月分	金7,236,477円

2 変更理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、甲の指示で臨時休館となったため、臨時休館中の利用料金収入の減収分と臨時休館により不用となった経費との差額について、指定管理料を変更する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

乙 千葉市美浜区真砂三丁目3番7号
株式会社 塚原緑地研究所
代表取締役 塚 原 道 夫